

輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付決定通知書

住所又は所在地

申請者

年 月 日付で申請のあった輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金については、次のとおり変更することに決定したので、輪島市浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知する。

年 月 日

輪島市長 印

1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 交付の条件

- (1) 事業が完了したときは、完了した日から 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、輪島市浄化槽等災害復旧事業実績報告書(様式第 8 号)に必要書類を添えて提出すること。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき及び交付の条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する水質検査を受けること。
- (4) 浄化槽法第 10 条に規定する保守点検及び清掃を行うこと。